

岸和田市農業委員会
第4回（令和5年10月）総会議事録

1 日 時 令和5年10月11日（水） 午後1時30分～午後2時15分

2 場 所 桜台市民センター3階 講座室4

3 議案（その1）

議案第1号 農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見聴取について

議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

4 議案（その2）

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号） 農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

（専決処分第2号） 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第3号） 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

（専決処分第4号） 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

5 その他 編集委員の指名について

6 出席委員 13名（定数14名）

委 員	1番	谷口 敏信	委 員	2番	藤原 一郎
〃	3番	楠本 忠雄	〃	4番	米本 巧
〃	5番	大嶋 浩一	〃	6番	原 世志之
〃	7番	南 加代子	〃	8番	塚本 敏雄
〃	9番	久禮 広一郎	〃	10番	西川 徳良
〃	11番	坂田 正行	〃	12番	今本 一成
〃	13番	西村 孝昭	〃	14番	東 昭夫

出席推進委員 12名（定数12名）

推進委員	1 番	小山 藤夫	推進委員	2 番	松林 茂
〃	3 番	永野 六博	〃	4 番	黒川 晴之
〃	5 番	藪 清仁	〃	6 番	川阪 清秋
〃	7 番	深井 正清	〃	8 番	植田 善三
〃	9 番	植田 功	〃	10 番	上野 仁
〃	11 番	田中 唯夫	〃	12 番	田川 隆司

7 欠席委員

西川 徳良委員

8 出席事務局職員

船橋局長、高橋次長、和田参事、濱担当員

谷口議長(以下「議長」という)、定刻に着席。

議長 それでは、本日、第4回総会を始めさせていただきます前に、本日の委員出席状況を事務局から報告いたします。

事務局 本日の委員出席状況をご報告いたします。

農業委員 14 名の内 13 名、推進委員 12 名の内 12 名の出席で、現に在任する委員の過半数の出席が認められます。

したがいまして、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本会議は成立しております。

以上でございます。

議長 次に、本日の議事録署名者を私からご指名申しあげます。8 番 塚本 敏雄委員、11 番 坂田 正行委員のご両名にお願い申し上げます。

議長 それでは、議案の審議に入ります。

議長 議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 1 号についてご説明いたします。

議案書(その 1) 1 ページをお願いいたします。

本件は、地域計画が策定されていない地域で、農地の貸付け希望者から農地貸付申出書及び農地の借り受希望者から農地借受申出書が出され、大阪府みどり公社と事前協議が行われた案件で、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項に基づき、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

設定する利用権ですが、1 ページから 5 ページの農用地利用集積等促進計画一

覧表のとおり、1番の設定する利用権は使用貸借権で、期間は令和6年1月1日から令和15年12月31日まで、2番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和5年12月1日から令和10年11月30日まで、3番・4番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和6年1月13日から令和11年1月12日まで、5番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和5年12月1日から令和15年11月30日まで、6番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和5年12月1日から令和14年10月31日まで7番から11番の設定する利用権は賃借権で、期間は令和5年12月1日から令和15年11月30日まででございます。

これらの件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、制度の目的にかなっているため、妥当であると報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第1号1番から4番について、有真香地区協議会から審議の結果を報告願います。

有真香地区協議会会長 それでは、有真香地区協議会における議案第1号1番から4番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる10月5日、いずみの農協有真香支店において慎重に審議した結果、原案のとおり要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第1号5番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第1号5番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる10月2日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 続いて、議案第1号・5番から11番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第1号・5番から11番に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる 10 月 10 日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり要請することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第 1 号は原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することに決しましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は原案のとおり大阪府みどり公社に計画の作成を要請することに決しました。

議長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請意見聴取について」を上程し、議題といたします。

議案の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 上程されました議案第 2 号についてご説明いたします。

議案書（その 1）6 ページをお願いいたします。

本件は、農地法第 5 条の規定による許可申請で、

1 番は譲受人である宗教法人が、一覧表のとおり申請地を所有権移転し、参拝者用駐車場として境内地に隣接している申請地を整備する農地転用で、農地区分については、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地と判断しています。

この件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、「露天駐車場利用計画・排水計画」等所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

次に 2 番ですが、賃借人である株式会社が、一覧表のとおり申請地を賃借し、農地法施行規則第 35 条に定める自動車の運転者のための休憩所を建設する農地転用で、農地区分については、他の農地区分のいずれにも該当しない農地で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地と判断しています。

この件につきまして、事前に行われた地区協議会において、現地調査等、慎重に審査した結果、妥当と思われ、「開発許可に伴う事前協議書の写し」や地元水利組合の同意書等、所定の添付書類についても具備しており、要件を満たしているものと報告を受けております。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。

議案第2号1番について、東葛城・山滝地区協議会から審議の結果を報告願います。

東葛城・山滝地区協議会会長 それでは、東葛城・山滝地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる10月2日、いずみの農協山滝支店において慎重に審議した結果、原案のとおり、意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 次に、議案第2号2番について、山直上地区協議会から審議の結果を報告願います。

山直上地区協議会会長 それでは、山直上地区協議会における議案第2号1番の農地に対する審議の結果を報告いたします。

本件に関しまして、さる10月10日、いずみの農協山直上支店において慎重に審議した結果、原案のとおり、意見聴取することに異議ないものと決しました。

以上でございます。

議長 地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第2号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することに異議ないものと決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり大阪府農業会議に意見聴取することに決しました。

議長 次に、議案第3号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を上程し、議題といたします。

この議案は西村委員に係る案件が含まれるので、農業委員会等に関する法律第31条第1項に基づき、〇〇委員は議事に参与することができません。

【〇〇委員の名札をふせる】

議 長 議案の内容は、事務局から説明いたします
事務局 議案書（その1）7ページをお願いいたします。
本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく引き続き農業経営を行っている旨の証明についてが、一覧表のとおり6件でございます。
この件につきまして、現地調査及び内容を慎重に審査した結果、要件を満たしているものと認められ、所定の添付書類についても具備していると報告を受けております。
以上でございます。

議 長 説明が終わりました。只今の説明について、質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。

委 員 なし

議 長 質疑、ご意見がないようですので、地区協議会から審議の結果を報告願います。
まず、議案第3号1番・2番について、中央・土生郷地区協議会から審議の結果を報告願います。
中央・土生郷地区協議会会長 それでは、中央・土生郷地区協議会における議案第3号1番・2番に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる10月3日、いずみの農協土生郷支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 続いて、議案第3号1番・3番から5番について、八木・城北・春木地区協議会から審議の結果を報告願います。
八木・城北・春木地区協議会会長 それでは、八木・城北・春木地区協議会における議案第3号1番・3番から5番に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる10月2日、いずみの農協城北支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 続いて、議案第3号6番について、南掃守地区協議会から審議の結果を報告願います。
南掃守地区協議会会長 それでは、南掃守地区協議会における議案第3号6番に対する審議の結果を報告いたします。
本件に関しまして、さる10月3日、いずみの農協南掃守支店において慎重に審議した結果、原案のとおり証明することに異議ないものと決しました。
以上でございます。

議 長 各地区協議会からの報告が終わりました。この報告に対する質疑、ご意見のある方はご発言願います。

委 員 なし

議長 質疑、ご意見がないようですので、皆さんにお諮りします。議案第3号は原案のとおり証明することに決ましてご異議ございませんか。

委員 異議なし

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり証明することに決しました。

【〇〇委員の名札を戻す】

議長 次に、議案書（その2）専決処分の報告に移ります。

報告第1号 専決処分の報告について

（専決処分第1号）農地法第18条第6項の規定による解約通知確認について

（専決処分第2号）農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

（専決処分第3号）農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

（専決処分第4号）生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

以上を一括して報告いたします。

報告の内容は、事務局から説明いたします。

事務局 議案書（その2）をお願いいたします。

上程されました1ページの報告第1号「専決処分の報告について」、岸和田市農業委員会に関する規定第19条の規定により、別紙の専決処分第1号から第4号につきまして、一括して専決処分を行ったことをご報告いたします。

専決処分を行った専決処分第1号から第4号につきまして、一括してご説明いたします。

上程されました専決処分は、いずれも令和5年8月21日から9月20日までに届出等がなされたものであります。

まず、1ページの専決処分第1号「農地法第18条第6項による解約通知確認について」ですが、2ページの一覧表のとおり1件でございます。

これは、賃借人と賃貸人との間で合意解約したもので令和5年8月30日に専決処分を行いました。

次に、3ページの専決処分第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内における、所有者自ら農地を農地以外の用途に転用する届出で、4ページの一覧表のとおり、9月1日から9月8日までが4件で令和5年9月15日に専決処分、6ページの一覧表のとおり、9月11日から9月20日までが1件で令和5年9月25日に専決処分を行いました。

次に、7ページの専決処分第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について」ですが、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域

内における農地転用の届出が、8ページの一覧表のとおり、「農地転用のため所有権移転」が9月11日から9月20日までが1件で令和5年9月25日に専決処分を行いました。

最後に、9ページの専決処分報告第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」ですが、生産緑地法第10条の規定に基づく農業の主たる従事者の証明が一覧表のとおり、死亡が1件でございます

以上、専決処分第1号から第4号は、法定記載事項及び所定の添付書類等について、内容を慎重に審査した結果、適法でありました。したがって、会長が専決処分したものでございます。

以上でございます。

- 議長 報告の説明が終わりました。質疑、ご意見のある方は、ご発言願います。
- 委員 異議なし
- 議長 質疑、ご意見がないようですので、これで本報告を終わります。
- 事務局 続いて、「その他」編集委員の指名について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 岸和田市農業委員会報発行規程第4条に農業委員会だより発行に関し、岸和田市農業委員会に編集委員会を置き、農業委員長及び農業委員会会長が指名した委員及び農地利用最適化推進委員をもって構成する。とあり、今回「農業委員会だより」を発行に関し、編集委員の指名を行うものです。
- 議長 それでは私から編集委員会委員について別紙のとおり指名いたします。編集委員のみなさまよろしくをお願いします。
- 議長 以上で、予定しておりました議題は、全て終了しました。慎重審議を賜り、誠に有難うございました。
- 委員さんから何かございませんか。
- 特段ないようですので、これで第4回総会の議事を終了いたします。

令和5年10月11日

議長 谷口 敏信

委員 塚本 敏雄

委員 坂田 正行